

# 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会

日時：平成30年6月15日（金）

13：30～15：00

場所：中央合同庁舎第5号館

20階共用第8会議室

## 1 開会

## 2 議題

### (1) 審議事項

- ①食品中の農薬等の残留基準の設定について
  - ・フルキサメタミド（新規の国内登録申請）

- ②乳幼児を対象とする調製液状乳の規格基準の設定について

### (2) 報告事項

- ①食品中の農薬等の残留基準の設定について
  - ・2,4-D（暫定基準の見直し・適用拡大申請・インポートトレランス申請）
  - ・クロルフルアズロン（暫定基準の見直し）
  - ・クロルメコート（暫定基準の見直し・適用拡大申請）
  - ・ジベレリン（暫定基準の見直し・適用拡大申請）
  - ・ジメテナミド（適用拡大申請・インポートトレランス申請）
  - ・ヘプタクロル（暫定基準の見直し）
  - ・メタラキシル及びメフェノキサム（適用拡大申請・インポートトレランス申請）
  - ・スピノサド（適用拡大申請）
  - ・テフルベンズロン（適用拡大申請）
  - ・モネパンテル（インポートトレランス申請）

### ②食品添加物

- ・硫酸アルミニウムアンモニウム及び硫酸アルミニウムカリウム（使用基準改正）

### (3) 文書による報告事項等

- ①食品中の農薬等の残留基準の設定について
  - ・ピコキシストロビン（適用拡大申請）
  - ・ピリベンカルブ（適用拡大申請）
  - ・フルキサピロキサド（適用拡大申請）

### ②人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の設定について

- ・カプリン酸グリセリル（対象外物質）
- ・グリセリンクエン酸脂肪酸エステル（対象外物質）
- ・亜鉛（対象外物質）

### ③食品添加物

- ・ $\beta$ -ガラクトシダーゼ及びフルクトシルトランスフェラーゼ（成分規格改正）
- ・亜セレン酸ナトリウム及びビオチン（使用基準改正）

（４）その他

### 3 閉会

#### <食品衛生分科会配付資料>

- 資料 1 審議事項に関する資料
- 資料 2 報告事項に関する資料
- 資料 3 文書による報告事項等に関する資料
- 資料 4 食品衛生法等の一部を改正する法律の経過について